

会津坂下町

避難行動要支援者の避難支援プラン



平成29年8月 改訂

会 津 坂 下 町

目 次

第1章 基本的な考え方	
1 避難支援プラン作成の背景と目的	1
2 自助・共助・公助の必要性	1
3 避難支援プランの位置づけ	1
4 避難プランの作成の考え方	1
第2章 避難行動要支援者支援の推進体制	
1 官民協働による要支援者の避難支援	2
2 要支援者支援推進体制の整備	2
（1）町の役割	3
（2）地域の役割	3
（3）関係機関・団体の役割	3
（4）要援護者自身の役割	4
第3章 避難行動要支援者情報の把握	5
1 要支援者名簿の作成	5
（1）要支援者名簿の目的	5
（2）要支援者名簿の対象者	5
（3）要支援者名簿の登録と事前の名簿情報の提供	6
（4）情報の収集方法	6
2 個別計画の作成目的	7
（1）個別計画で把握する情報	7
（2）個別計画の共有	7
（3）情報の管理方法	7
3 普及啓発、防災訓練等	8
（1）普及啓発等	8
（2）地域住民の防災意識の啓発	8
（3）防災訓練等の実施	8
（4）要支援者本人及びその家族等の防災意識の啓発	8
第4章 情報伝達体制について	
1 情報伝達体制の整備	9
（1）避難情報の発表	9
（2）避難行動支援者の避難支援	9
（3）避難情報の伝達	9
第5章 避難誘導・安否確認体制の整備	
1 避難行動支援者の避難支援	11
（1）避難支援等対応の原則	11
（2）避難支援等関係者の安全確保の措置	11
（3）名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務の考え方	11
（4）要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援	12
（5）地域における避難支援体制	12
（6）避難誘導を実施する際の配慮すべき事項	12
2 要支援者の安否確認	14
（1）要支援者名簿を活用した安否確認	14
（2）要支援者に該当しない者の安否確認	14
（3）避難所における安否確認	14
（4）安否確認できない要支援者の対応	14
第6章 避難所等における支援体制	
1 避難施設等の整備	14
2 避難施設等における支援	14
（1）避難所の運営	15
（2）物資・食料等の調達	15
（3）情報提供	15

(4) 相談窓口の設置等	15
(5) 個別のニーズへの対応	15
(6) 医療班による巡回と福祉避難所・医療機関等への移送	17
(7) 心のケア	17
(8) 避難所以外の要支援者への支援	17
(9) ボランティアとの連携	17
(10) 生活リズムの適正保持	18
3 福祉避難所	18
(1) 福祉避難所の確保	18
(2) 福祉避難所の運営	18

<参考資料>

災害時における防災・福祉関係機関及び避難支援者対応フロー	19
避難行動要支援者支援関連様式（第1号～第4号）	20～24
要支援者名簿	25
用語の説明	26

第1章 基本的な考え方

1 避難支援プラン作成の背景と目的

近年、地震、集中豪雨や台風による風水害などにより全国各地で大規模災害が発生しています。これらの災害では、多くの高齢者等が逃げ遅れたり、避難先での疲労やストレス等により亡くなったりしています。

大規模な災害が発生した場合、高齢者や障がい者等の要配慮者の方々は、情報の入手や自力での避難が困難であり被害を受けやすい弱い立場にあり、その中でも特に避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）に対する避難支援対策の充実強化が求められています。

本町では風水害や地震等の災害に備え、要支援者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、平常時から要支援者に関する情報を把握するとともに、防災情報の伝達手段・伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制を確立することを目的に、会津坂下町避難行動要支援者の避難支援プラン（以下「本プラン」という。）を作成しました。

2 自助・共助・公助の必要性

災害時の対策として、自らの身は自らが守るという「自助」を基本に、地域や近隣の住民が助け合うという「共助」の考え、行政機関等による支援活動「公助」の関係と役割を明らかにし、要支援者の総合的な支援対策を講じます。

3 避難支援プランの位置づけ

本プランは、要支援者名簿に関する災害対策基本法第49条の10から第49条の13までの規定に基づき策定するもので、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び「会津坂下町地域防災計画」を踏まえ、要支援者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにするものです。

本プランにおける要支援者避難支援対策は、地域防災計画の「第2編 一般災害対策編」の「第1章災害予防計画 第15節 要配慮者対策」及び「第2章災害応急対策計画 第10節 避難」「第11節 避難所の設置・運営」に関する事項を具体化するもので、会津坂下町地域防災計画の下位計画として位置づけます。

4 避難支援プラン作成の考え方

本プランは、作成の考え方や具体的な推進手法等を定めた「全体計画」と、「要支援者」一人ひとりのプランを定めた「個別計画」により構成します。

「全体計画」とは、本プランのことを指しますが、ここでは、町での推進体制や、「個別計画」の作成方法、災害発生時の対応等の基本的な方針について定めています。

「個別計画」は、本プランに基づいて、「要支援者」一人ひとりについて、21ページ（様式第2号）会津坂下町避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）により作成（登録）します。個別計画作成（登録）後は、定期的にそれぞれの「要支援者」の状況等に応じて内容の修正・更新を実施します。

第2章 避難行動要支援者支援の推進体制

1 官民協働による要支援者の避難支援

災害に対する取組は、「自らの身の安全は、自らが守る。」「地域の安全は、みんなで守る」を基本として、それぞれの主体が具体的な災害対策を協力して進めることが大切です。

本プランでは、官民が協働して要支援者の避難にあたって避難が必要な人の名簿を作成・共有し、その一人ひとりについてだれが支援し、どこの避難所へ避難させるかなど、具体的な避難支援のしくみづくりを目指します。

こうした取り組みを通じて地域で日ごろからの防災対策や避難支援体制を話しあい、各地域の実情に合わせた災害時の避難支援のしくみづくりを行うことが地域防災力の強化につながります。

2 要支援者支援推進体制の整備

要支援者の避難支援業務を的確に実施するため、総務課、生活課及び社会福祉協議会がコーディネーターとして要配慮者支援チームを構成し、中心となり推進することとしますが、要支援者一人ひとりの個別計画の作成にあたっては、各地域の実情に応じて、地域の福祉・保健・医療関係者・防災等関係者及び地域住民の代表者等による、地区毎の「支援ネットワーク」を構築し、役割分担をしながら個別計画の作成等を実施するものとします。

概ね次の関係者等をメンバーとして想定します。

○ 福祉・医療関係者

民生児童委員、社会福祉協議会、在宅医療等推進協議会、ケアマネージャー、介護福祉士、ホームヘルパー、老人クラブ、福祉ボランティア団体、介護福祉事業者、在宅介護支援センター、医師会、歯科医師会、医療機関、等

○ 防災等関係者

自主防災組織、消防団、等

○ 地域住民代表者等

区長・自治会長会、等

関係者に対して、説明会の開催や個別の説明等を実施しながら、理解を促進し、「各地区支援ネットワーク」の結成を図ります。

(1) 町の役割

要支援者の避難支援に関する町の役割は、下記のとおりです。

① 防災担当部門

平常時には、自主防災組織の組織化や組織体制の強化、地域への情報伝達体制の整備を進めます。また、福祉担当部門や関係機関との連携のもとに要支援者情報を集約・整理した要支援者名簿を作成し、日頃から地域の関係機関等と情報を共有するとともに、地域で行われる防災訓練等の支援により、地域における支援体制の構築に努めます。

災害発生時には、災害対策本部を運営し、避難準備情報（高齢者等避難開始）、避難勧告、避難指示（緊急）等、支援団体等へ避難情報を伝達し、安否確認情報の集約と避

難支援に係る関係機関等と連絡調整を行います。また、避難所の開設等を指示します。

②福祉担当部門

平常時には、要支援者情報を収集・整理するとともに、防災担当部局と連携し、要支援者名簿の作成・更新を行います。また、日常業務を通じて支援団体やその支援となる住民との関係づくりや災害時の避難支援に関する取り組みの周知・広報等に努めます。

災害発生時には、要支援者の相談や情報提供の整備と避難所運営に努めます。

③保健衛生担当部門

健康管理の拠点として、要支援者の避難動向や医療の継続状況等を調査し、医師会や医療機関と必要な対策に努めるとともに、災害発生時には、健康相談や栄養相談などニーズに応じた相談体制の整備と避難所運営に努めます。

(2) 地域の役割

要支援者の避難支援に関する地域の役割は、下記のとおりです。

①区・自治会（自主防災組織）

日頃から要支援者と支援者の顔合わせや避難場所、避難ルートの確認などを実施します。また、民生児童委員等と連携し要支援者の見守り活動を行うとともに、民生児童委員と協力し、要支援者の個別計画を作成します。

②民生児童委員

日頃からの声かけ、安否確認等を通じて要支援者の見守り活動を行うとともに、区・自治会と協力し、要支援者の個別計画を作成します。

③支援者

要支援者を日頃から見守り、災害の恐れがある場合には、防災担当部門からの避難情報を受け、避難支援登録者に情報を伝達し、避難の際には、避難行動を支援します。

(3) 関係機関・団体の役割

要支援者の避難支援に関する関係機関・団体の役割は、下記のとおりです。

①民生児童委員協議会

災害時に一人の要支援者も見逃さない取り組みに努めるとともに、区・自治会（自主防災組織）など地域の関係団体との連携強化を進めます。緊急時には、保管している「避難行動要支援者名簿」を開示し、安否確認を行うなど組織的連絡体制を整備します。

②社会福祉協議会

民生児童委員協議会やボランティア団体、老人クラブ連合会などの支援団体と連携し要支援者一人ひとりの個別計画の作成内容を確認し、災害発生時には、町と連絡調整を図り、避難所や被災者等のニーズを的確に把握しながら、ボランティア活動を行おうとする人を受け入れるとともに、ボランティアが効果的に活動できるコーディネート体制を整備します。

③老人クラブ連合会

要支援者が地域社会で孤立することがないように、日頃から老人クラブの活動を通じて仲間づくりを行います。また、区・自治会（自主防災組織）、民生児童委員等との連絡を密にし、地域行事や防災訓練等に積極的に参加します。

④社会福祉施設・福祉サービス事業者

社会福祉施設や福祉サービス事業者等は、日頃から施設利用者に対する災害時の対応方法について定めておくとともに、災害時に自らが保有する資機材や福祉車両等を活用し避難支援が実施できる体制の整備に努めます。

また、行政からの要請に基づき災害発生時における要支援者の一時的な避難施設として体制を整え、可能な範囲で要支援者を受け入れます。

⑤医療機関

入院や外来者に対する災害時の対応方法について定めておくとともに、災害発生時には負傷者の受け入れや地域の緊急医療体制への支援協力等に努めます。

⑥ボランティア団体

社会福祉協議会と連携し、被災した要支援者へ様々な支援活動を行います。

(4) 要支援者自身の役割

要支援者自身の役割は、下記のとおりです。

①隣近所や地域の各種団体等との連携

○最寄りの民生児童委員や自主防災組織のリーダー等が誰であるか把握しておきます。

○地域の様々な組織や団体と、日ごろから積極的に交流し、災害時の協力が得られやすい環境を作っておきます。

○町や各地域で実施する防災訓練等には積極的に参加するとともに、その機会を通じて自主防災組織や近所の人とのコミュニケーションを密にしておきます。

②必要な支援内容の伝達

○災害発生時に備え、どのような支援を必要としているのかを周囲に的確に伝え、理解してもらう必要があるため、支援を必要とする時にはいつでも周囲の人に渡せるよう、カード等に記載するなどして準備しておきます。

③避難経路の確認

○自宅から避難所等までの経路を事前にチェックし、家族や支援者等とともに実際に歩いてみて、注意すべき場所や障害物等改善を要する点があれば、町や施設の管理者に連絡します。

④非常持ち出し品等の準備

○災害時に避難が必要となった場合に備えて、非常持ち出し品等をまとめておき、いつでも携帯できるよう出入口付近に備えておきます。

○特に、薬や医療器具等、特別な持ち出し品が必要な場合は、それらについても周囲の人に情報が伝わるよう表示しておくなどの備えが必要です。

⑤災害に備えた備蓄

ア 飲料水

一人1日3リットルを目安として、最低3日間、推奨1週間分をペットボトル等の容器に常時用意しておき、保存可能な期間に注意しながら定期的に取り替えます。

イ 食料

缶詰や保存食、菓子等、電気・ガス・水道等のライフラインが途絶した場合でも摂取可能な食料を最低3日間、推奨1週間分備え、保存可能な期間に注意しながら定期的に取り替えます。

⑥外出時の備え

○自宅から外出した際に災害にあう場合も考えられます。外出時には周りの環境が普段と大きく異なることから、より一層周囲の人の支援や協力が必要となることが想定されます。このため、周囲の人に速やかに支援して欲しい内容等を伝えられるよう、外出時には、必要事項を記載したカードやブザー等それぞれの状態に応じて必要な物を携帯します。

⑦住宅の安全対策

ア 住宅の補強

地震に対しては建物の耐震性を確保することが何よりも重要です。住宅の耐震診断を受け、その結果により必要があれば耐震改修や補強を実施したり、門柱やブロック塀等についても同様に対応します。

イ 住宅の中の安全対策

○家具や大型の電気製品は、市販の固定器具等を使用して確実に固定します。家具等を固定できない場合は、倒れても被害をうけないような配置等をします。

○窓ガラスについては、市販の飛散防止フィルムを貼り付けておきます。

○家具や棚の上に物を置かないことや、落下防止等の措置をとっておきます。

第3章 避難行動要支援者情報の把握

1 要支援者名簿の作成

町は、要配慮者のうち要支援者の要件を満たす対象者を把握するため、区長・自治会長及び民生児童委員から収集した情報を集約し、要支援者名簿を作成します。

(1) 要支援者名簿の目的

要支援者名簿は、災害発生時に要支援者の安否確認や避難支援、また避難所での生活支援を的確に実施するため、日頃の支援活動を通じて支援者が必要とする情報を事前に把握し、地域で安心して暮らすことができる支援体制の整備を図ることを目的とします。

(2) 要支援者名簿の対象者

要支援者の避難支援体制の整備は、他者の支援がなければ避難できない在宅のひとで、一人暮らしなどの理由で家族等による日常的な支援を受けることが困難なひとについて、優先的に進めます。

このプランの対象とする要支援者は、次のとおりとします。

会津坂下町地域防災計画に基づき、要支援者の範囲は以下の（１）～（６）に規定している者

- （１）要介護認定３～５を受けている者
- （２）身体障害者手帳１・２級（総合等級）の第１種を所持する身体障害者（心臓、じん臓機能障害のみで該当する者は除く）
- （３）療育手帳Ａを所持する知的障害者
- （４）精神障害者保健福祉手帳１・２級を所持する者で単身世帯の者
- （５）町の生活支援を受けている難病患者
- （６）上記以外で、民生（児童）委員若しくは行政区長が支援の必要があると認めた者



※ 登録区分番号（登録の理由）	
① 要介護（３～５）認定者	
② 身体障がい者	
③ 知的障がい者	
④ 精神障がい者、生活支援を受けている難病患者	
⑤ 高齢者のみの世帯で、避難支援を必要とする方	
⑥ その他（	）

（３）要支援者名簿の登録と事前の名簿情報の提供

登録希望者は、２０ページ（様式第１号）会津坂下町避難行動要支援者登録（新規・変更・取消）申請書（以下「登録申請書」という。）で申請するものとします。この場合、平常時から名簿を提供することに同意を得られた要支援者について、災害時又は平常時における支援のため当該名簿を自主防災組織（行政区長）、会津坂下警察署、会津坂下消防署、会津坂下町消防団、会津坂下町社会福祉協議会、民生児童委員に提供することとし、災害時の支援のほか、平常時の訓練や地域の見守り活動等に使用します。

（４）情報の収集方法

各地区における「支援ネットワーク」が結成された地区から、地区の実情に併せて、要支援者の情報収集の方法や役割分担を各地区における「支援ネットワーク」で定め、目標時期等を定めながら情報収集を実施します。

情報収集の方法としては、個別計画を作成するために必要な情報をきめ細かく把握するため、登録申請書により要支援者本人からの「同意方式」を原則としますが、地区の実情によっては、「同意方式」のみや「手上げ方式」との併用も取り組むことにします。

同意方式

消防等の防災関係部局、保健福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等が住民一人ひとりと接する機会をとらえて、要支援者本人に直接働きかけ、必要な情報を把握して避難支援プラン（個人計画）を作成していく方式。

手上げ方式

制度創設について周知した上で、自ら要支援者名簿等への登録を希望した方について避難支援プラン（個別計画）を作成する方式。

2 個別計画の作成目的

災害の発生時や災害の可能性が高まった際には、要支援者の避難支援を迅速かつ適切に実施しなければなりません。そのため、避難支援を要する一人ひとりについて、誰が支援し、どこの避難所等へ、どんな方法で避難させるかをあらかじめ定めておく必要があります。

災害発生時には、要支援者の状況によって、避難の要否を判断することとなり、避難所へ行かない場合もありますが、個別計画は、基本的に支援者が、平常時、いざというときのために事前に把握しておくものです。

(1) 個別計画で把握する情報

要支援者に関して把握することが必要な情報は、21ページ（様式第2号）会津坂下町避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）とします。

また、別紙登録申請書については、要支援者本人が記入し提出することを原則としますが、本人の記入・提出が困難な場合には、親族等の代筆（代筆者の記名押印も必要）も容認するものとします。

(2) 個別計画の共有

個別計画の原本は防災担当課が保管し、副本は本人及び要支援者を支援する関係団体・機関との間で必要に応じて共有するものとします。

(3) 情報の管理方法

個別計画について、町においては、災害発生時の状況を考慮し、電子データと紙媒体の双方で作成管理します。

電子データで管理する場合は、外部の職員がデータを閲覧等することができないよう、データを閲覧・更新等の操作をする職員をあらかじめ所属毎に所属長が指名し、パスワード等を付与して管理するものとします。パスワード等については、指名された職員以外に漏洩しないよう厳正な管理を行います。

また、この情報を共有する関係者において、町と同様に電子データとして管理する場

合は、町と同様に、データを扱う人を具体的に明らかにし、パスワード等は厳正に管理するものとします。

紙媒体で共有する場合は、施錠できる書庫・保管庫等で管理する等、情報を管理する人が責任をもって情報の漏洩等に万全の注意を払うこととします。

個別計画に記載されている情報の内容に更新すべきものが明らかとなった場合は、町が随時更新するものとし、更新した場合は、共有者全てに更新した情報を迅速に提供するものとします。

さらに、年1回、個別計画の記載内容に更新すべきものがあるかどうか、個別計画の作成と同様に記載内容及び情報伝達方法の確認を実施することとします。

3 普及啓発、防災訓練

(1) 普及啓発等

要支援者の避難が迅速かつ的確に支援されるためにも、日ごろから地域住民の防災意識を啓発していくことが大切です。

また、災害時に要配慮者の身を守り、安全な避難を支援するためには、周りの支援だけでなく、要支援者自身やその家族等の日ごろの備えも必要です。

このため、町は、避難行動要支援者避難支援連絡協議会と連携・協力しながら、防災意識の啓発に努めることとします。

(2) 地域住民の防災意識の啓発

地域住民に対しては、防災に関する知識の普及啓発を図るとともに、要支援者への対応方法等についても併せて啓発を図っておくことが必要です。

このため、要支援者の救出や避難誘導等に当たって配慮すべき事項についての普及啓発を図ります。

(3) 防災訓練等の実施

地域住民や要支援者自身の防災意識を高めていくため、町や地域等で実施する各種の防災訓練において、要支援者の視点を入れた訓練を実施するほか、要支援者自身が参加する訓練・講習会等を実施します。

(4) 要支援者本人及びその家族等の防災意識の啓発

大規模な災害が発生した場合には、近隣すべてが被災者という状況であることが想定されるため、必要な準備や備えについて、要支援者本人及びその家族や支援者等に対し周知することが必要です。

周知に当たっては、点字や録音、イラスト、SPコード付きの文書等を用いたり、簡易な言葉や漢字にはルビをふるなど、それぞれの状況に応じた方法により、関係団体等の協力を得ながら周知に努めます。

なお、防災に対する正しい知識を要支援者本人やその家族等に正しく理解してもらうためには、本人やその家族等を対象とした講習会や研修会等を実施することも有効です。

第4章 情報伝達体制について

1 情報伝達体制の整備

要支援者は、避難に関する情報を受けることや、その情報に対して適切な行動をとることが困難な場合が多いことから、町は避難情報等の必要な情報が要支援者本人及びその家族・避難支援者等に確実に伝達できるよう、災害発生時の情報伝達体制の整備に努めます。

また、要支援者には、災害時のみならず平常時においても、要支援者自身に不測の事態等が発生した場合に、関係機関等への連絡や通報のシステムを確保しておくことも必要のため、関係機関等と連携しながらその整備促進に努めます。

(1) 避難情報の発令

災害発生のおそれがある場合に、町は、避難勧告・指示の発表にさきがけて要支援者が避難行動を開始するための「避難準備・高齢者等避難開始」の情報を発表します。

◆発令時の状況と町民に求める行動

区分	発令時の状況	立ち退き避難が必要な住民等に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	・災害発生の可能性が予想される状況	・気象情報に注意を払い、立ち退き避難の必要について考える。 ・立ち退き避難が必要と判断する場合は、その準備をする。 ・要配慮者は立ち退き避難する。
避難勧告	・予想される災害が、指定された避難所への立ち退き避難が必要となる場合	・立ち退き避難する。
避難指示（緊急）	・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断される状況 ・人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断される状況	・避難勧告を行った地域のうち、立ち退き避難をしそびれた者が立ち退き避難をする。 ・土砂災害から、立ち退き避難をしそびれた者が屋内安全確保をする。

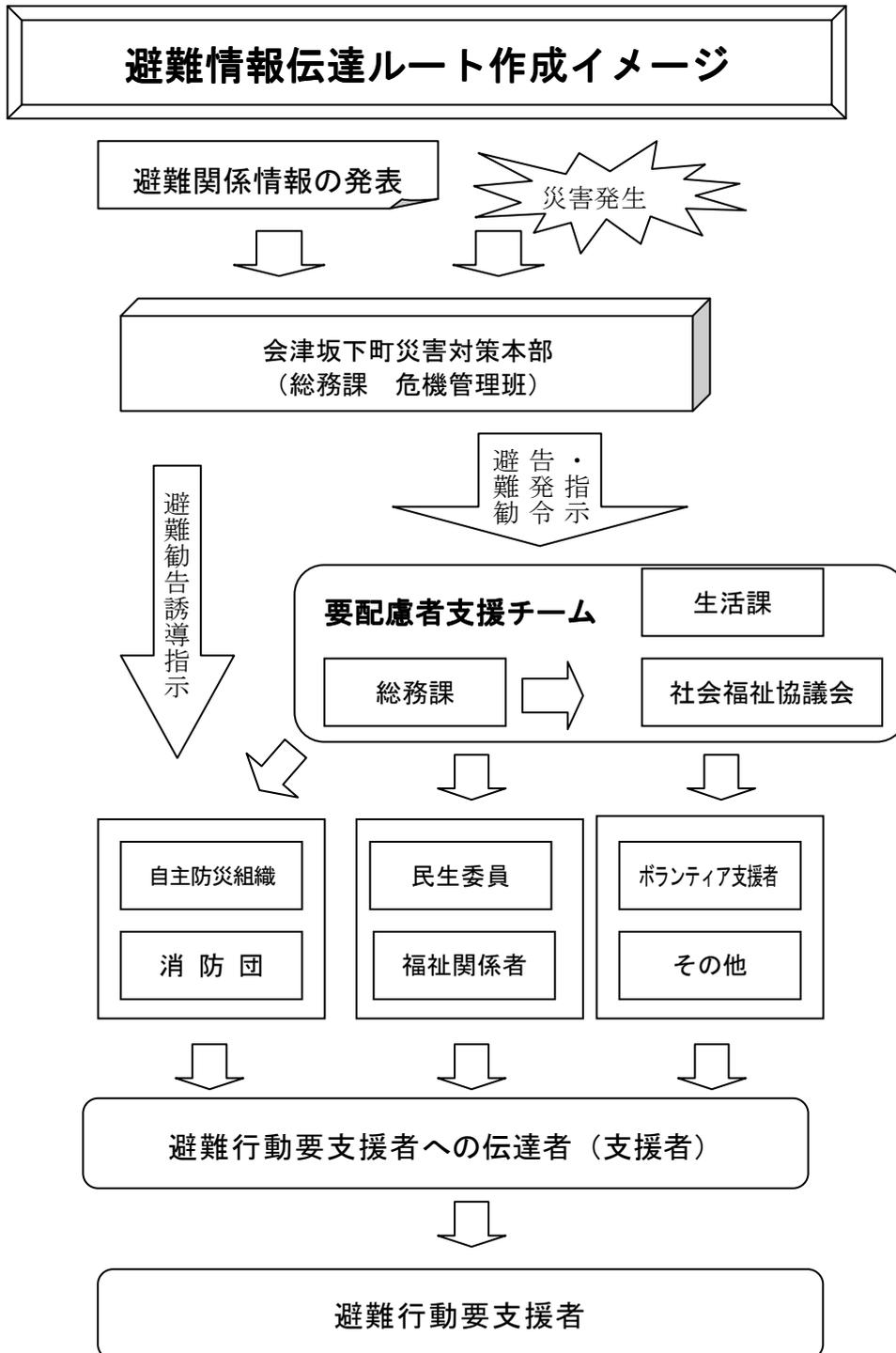
(2) 避難情報の伝達

町が、「避難準備情報」等の避難に関する情報を発表した場合や、特に災害に関して要支援者へ伝達すべき情報がある場合には、要支援者一人ひとりに情報が確実に伝達されるよう、個別計画において伝達者を複数定めます。

町は、要支援者への情報伝達者に、確実に情報が伝達できるよう、地域における支援ネットワークで役割分担し、地域毎に伝達手段を確保するとともに、伝達ルートを地域毎に具体的に定めます。

災害時には電話回線の輻そうや電力の寸断等により、電話や携帯電話等を使用した情報伝達が機能しなくなる可能性も高いことから、人的手段により伝達することも併用します。

町からの、避難情報の伝達方法及び伝達先については、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」によりますが、各地域の伝達ルートについては、次の例を参考に、それぞれルートを具体的にあらかじめ定めます。



(様式第4号)

〇〇地域避難行動要支援者への情報伝達ルート

町情報伝達 担当班名	伝 達 先			避難行動要支援 者への伝達者氏 名連絡先Tel	避難行動要支援者 氏名連絡先Tel
	所 属	氏 名	連絡先		
危機管理班	自主防災組織 (区長・自治会長)		電話	氏名	氏名
				電話 —	
福祉健康班 社会福祉協 議会	民生児童委員		電話	氏名	氏名
				電話 —	

第5章 避難誘導・安否確認体制の整備

1 避難行動支援者の避難支援

(1) 避難支援関係者の対応原則

避難支援関係者は、平常時から名簿情報を避難支援関係者に提供することに同意した要支援者の避難支援については、要支援者名簿情報に基づいて避難支援を行います。

また、避難支援関係者本人又はその家族の生命及び身体の安全を守ることが大前提である。そのため、町は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮します。

(2) 避難支援関係者の安全確保の措置

地域において、避難の必要性や要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、地域で避難支援等関係者の安全確保の措置を決めておきます。

避難支援は、避難しようとする人を支援するものであり、避難することについての要支援者の理解は、平常時に要支援者名簿の提供に係る同意を得る段階で得ておくようにします。

避難支援関係者の安全確保の措置を決めるに当たっては、要支援者や避難支援関係者を含めた地域住民全体で話し合っ、ルールを決め、計画を作り、周知することが適切であり、その上で、一人ひとりの要支援者に要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらうことと合わせて、避難支援関係者は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうようにします。

(3) 名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務の考え方

名簿情報の提供を受けた者が、災害発生時に、要支援者の避難支援に必要な応援を得るため緊急に名簿情報を近隣住民等に知らせるような場合は、「正当な理由」に該当すると考えられるため、災害対策基本法（以下、「法」という。）における守秘義務違反には当たりません。

なお、避難支援の応援を得ることを目的とした場合であっても、災害が現に発生していない平常時から他者に名簿情報を提供することは、「正当な理由」にはあたらないので注意して取扱います。

(4) 要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援

① 不同意者を含む要支援者名簿の提供

現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無に関わらず、避難支援の実施に必要な限度で、避難支援関係者その他の者に名簿情報を提供します。

そのため、町は、避難支援関係者その他の者に対し、特に避難の時間的余裕がある風水害等の災害においては、避難支援関係者その他の者への情報提供に同意していない者についても、可能な範囲で支援を行うよう協力を求めるものとします。

ただし、発災時等であれば無条件に認められるものではなく、例えば、大雨で河川が氾濫するおそれがある場合に、浸水する可能性がない地区に居住する同意のない要支援者の名簿情報まで一律に提供することは適切ではないことから、町は、予想される災害種別や規模、予想被災地域の地理的条件や過去の災害経験等を総合的に勘案し、同意のない要支援者名簿の情報を提供することが適切かを判断するよう留意します。

② 不同意者を含む要支援者名簿の情報漏えいの防止

発災時に、本人の同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を提供する場合、あらかじめ地域防災計画において定められた避難支援等関係者のみならず、平常時から名簿情報を保有していない者に対しても名簿情報を提供することが考えられる。そのため、これらの者が適正な情報管理を図るよう、町は、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

(5) 地域における避難支援体制

要支援者の救助や避難誘導は、消防や警察等による体制が整うまでの間は、地域における住民の協力による方法が効果的と考えられます。あらかじめ個別計画で定めた避難支援者を中心に、地域の住民や地域の支援ネットワークが協力しながら、自力で避難できない要支援者の救助や避難誘導を行います。

(6) 避難誘導を実施する際の配慮すべき事項

所 属	事 務 分 掌
寝たきりや身体が虚弱な高齢者	<ul style="list-style-type: none">・毛布でくるんだり、頭を覆う等安全確保を図り、おぶいひもでおぶったり、複数の人で抱えたり、車いすや担架を使う等個人の状態に応じた方法をとります。・日ごろから服用している薬を携帯します。
認知症高齢者	<ul style="list-style-type: none">・転倒しやすい家具等から離れさせ、頭を守るように支援します。・努めて冷静な態度で接し、状況を簡潔に説明して本人を安心させ落ち着かせるようにします。・一人にせず、必ず誰かがつきそうようにし、手を引くなどして移動します。・不安から大声を出したり異常な行動をしても、大騒ぎしたり叱ったりしない。激しい興奮状態が続くときには家族等が付き添い、他の人から離れたところで様子を見るようにします。
視覚障がい者	<ul style="list-style-type: none">・座布団等で頭を守るよう指示するとともに、家の中の状況を伝え、安全に注意しながら家の中の安全な場所へ誘導します。・支援者の肘の上を視覚障がい者につかんでもらい、歩行速度に気をつけて歩きます。後ろから押す、手を引っ張る、肩や白杖をつかむことはしないようにします。・避難する際、支援者は自分が誰なのか、何のために、どこへ行くのかを、手のひらに文字を書く等の手段により伝えます。

所 属	事 務 分 掌
	<ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ緊急時のサイン又はルールが決められている場合は、それらを視覚障がい者に示します。
聴覚障がい者 言語障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・手話、文字（メモ、緊急連絡カード、ホワイトボード等）、身振り等で状況を知らせ、聴覚障がい者・言語障がい者から依頼があれば、メモ等での情報提供をします。
肢体不自由者	<ul style="list-style-type: none"> ・自力での移動が困難な人の場合は、まず、頭を覆うようにして家具類が転倒、落下するおそれのない安全な場所へ移動させます。 ・自力歩行が困難な人には、車いすやストレッチャー等の移動用具の確保や移動の援助者の派遣等を行います。
内部障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・常時使用する医療機器（機器によっては電気、酸素ボンベが必要）を確保し、必要に応じて静かに手早く災害をまぬがれた医療機関へ誘導・搬送する。
知的障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急連絡カード、療育手帳、笛やブザー、普段から服用している薬等を携帯するよう指示し、氏名や連絡先等を縫いつけた衣服があればあらかじめ着替えをします。 ・努めて冷静な態度で接し、絶えず優しい言葉をかけるようにします。 ・一人にせず必ず誰かが付き添うようにし、手を引くなどして移動します。 ・不安から大声を出したり異常な行動をしても、大騒ぎしたり叱ったりしない。発作がある場合は、速やかにかかりつけの医療機関に連絡をとり指示を受けます。連絡が取れない場合は、最寄りの医療機関等へ相談します。
精神障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急連絡カード、精神障害者保健福祉手帳や普段から服用している薬等を携帯するよう指示します。 ・努めて冷静な態度で接し、状況を簡潔に説明して本人を安心させ、冷静さを保つよう声をかけます。 ・一人にせず必ず誰かが付き添うようにし、症状に応じては手を引くなどして移動します。 ・不安から大声を出したり異常な行動をしても、大騒ぎしたり叱ったりしないようにします。妄想や幻覚の訴えがある場合も、強く否定したりせず、あいづちを打つ程度にとどめます。 ・強い不安や症状悪化がみられる場合は、速やかにかかりつけの医療機関に連絡をとり指示を受けます。連絡が取れない場合は、最寄りの医療機関等へ相談します。
自閉症者	<ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ慣れ親しんだ人が、これからどこへ行くのか、何をするのかを本人に理解させ、パニックにつながらないようにしながら誘導します。
乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者とともに避難します。 ・保護者がいない場合は近隣住民等の協力を求めます。
妊産婦	<ul style="list-style-type: none"> ・避難時の転倒等による流早産のおそれがある場合には家族等が付き添う必要があります。 ・出産予定日が近い場合は、産婦人科への連絡も行い出産時の協力を求めます。
外国人	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語が理解できない外国人に対しては、身振りや手振り等も含めあらゆる方法でコミュニケーションを図り、避難が必要であることを理解してもらいます。 ・外国語等ができる近隣の住民等の協力を求めます。

2 要支援者の安否確認

(1) 要支援者名簿を活用した安否確認

要支援者の自宅に被害がなく、要支援者が無事であっても、介護者や保護者が外出先で被災し、行方不明となり、支援者がいなくなることで、また、介護者自身も負傷や高齢、障害により発災時は支援が必要となることも想定されます。そういった状況やライフラインの供給が止まるなどした場合、せっかく助かった要支援者であっても、その後の自力生存が困難となり、その命までも失われかねません。

そのため、安否未確認の要支援者がいる場合には、町は、要支援者名簿を活用し、在宅避難者等の安否確認を進めることとします。また、安否確認を行ったが、応答がない場合には、現地に最寄りの避難所から人を派遣するなどにより状況を把握するなどして、避難所への移動等の必要な支援を行い、救える命が失われないように必要な対応をとることとします。

(2) 要支援者に該当しない者の安否確認

要支援者に該当しない者であっても、発災または発災のおそれがあるときに、地域の高齢者や障がい者等を対象とした、見守りのための名簿等を別途作成・活用し、安否確認を行うことを検討します。また、福祉事業者や障がい者団体等と、要支援者に該当しない者の安否確認を行うための協力体制等について、あらかじめ協定を締結しておくなど、関係団体等と連携し、発災後の安否確認を行うことも検討していきます。

(3) 避難所における安否確認

現地で情報の伝達や避難誘導を行うことで一時的に確認できますが、確実を期するため、平常時に把握しておいた所在情報等に基づき、避難所において、避難した要支援者を把握するとともに、一緒に避難してきた住民等からも状況を把握します。

(4) 安否が確認できない要支援者の対応

安否が確認できない要支援者については、消防や警察に救助や確認を依頼します。また、避難が必要な地域において、あらかじめ本人の同意が得られていない等の理由で情報が登録・共有されていない要支援者についても、福祉関係部局等で事前に把握している所在情報等をもとに、迅速な安否確認や避難誘導を実施します。

第6章 避難所等における支援体制

1 避難施設等の整備

大規模な災害が発生した場合には、要配慮者も含む多数の被災者が避難所で生活を送ることとなるため、避難所となる施設について、町は、あらかじめ要配慮者に配慮し、バリアフリー化に努めるとともに、バリアフリー化されていない施設については、スロープ等の段差解消設備、障がい者用トイレ等をすみやかに仮設するものとします。また、通信手段確保等の施設設備の充実に努めてまいります。特に福祉避難所として指定を受けている「健康管理センター」の整備・拡充に努めます。

2 避難施設等における支援等

避難所へ避難した後は、ライフラインの回復や住居の確保が可能となるまでの間、避難者

が共同で生活を送ることとなります。

避難所での生活は、災害を受ける前と生活環境が大きく変化するため、要配慮者にとっては、過度のストレスを生じさせ、生活そのものが困難な状況となる場合があります。

このため、避難所の運営においては、本プラン及び個別計画を踏まえ要支援者に対して十分な配慮を行います。

(1) 避難所の運営

避難所の開設に際しては、あらかじめ要配慮者（特に要支援者）のためのスペースを区分し、トイレに近い場所、和室や採光等の良い場所、階段を使わなくても行動のできる場所、出入りが容易にできる場所等を確保します。

また、こころの健康の観点からも、基本的な生活環境の確保は大変重要ですので、テレビやラジオといった情報機器をはじめ、トイレ、冷暖房、風呂等を確保・設置し、出来るだけ日常生活の状況に近づけるよう努めます。

バリアフリー化されていない施設では、出入口での段差の解消、通路幅の確保、洋式トイレの仮設、畳を敷く等の配慮に努めます。

さらに、感染症の予防のため必要な衛生管理等に配慮することも必要です。

(2) 物資・食料等の調達

要配慮者（特に要支援者）が避難生活を送っていくためには、それぞれの状態に応じたきめ細かな配慮が必要であることから、避難所での生活において必要とする生活物資等について、調達・供給に努めます。

要配慮者（特に要支援者）に特に必要となる物資等については、次のようなものが想定されます。

区分	想定される物資等
高齢者	車いす、簡易トイレ、紙おむつ、老眼鏡 等
障がい者	文字放送対応テレビ、見えるラジオ、ファクシミリ、掲示板、筆記用具、メモ帳、補装具、ベッド、車いす、簡易トイレ、紙おむつ、衛生材料 等
乳幼児	ほ乳瓶、粉ミルク、離乳食、紙おむつ、おしりふき、乳幼児用肌着 等

また、食料については、出来る限り、やわらかく温かい食事を供給し、飲料水も十分に配付できるよう配慮します。

(3) 情報提供

災害発生直後は情報が不足するため、必要以上に不安感を抱くことが想定されることから、テレビやラジオ等報道機関による情報や町等からの情報等を的確に要配慮者（特に要支援者）へ提供していくことが必要です。

このため、提供にあたっては、それぞれの状態に配慮し、紙媒体での提供、音声による周知、外国語による提供等、様々な方法により実施します。

また、掲示物や紙媒体による情報提供については、可能な限り大きい文字で記載し、漢字にはルビをふるとともに、図やイラストを用いる等、誰でも分かりやすい表示に努めます。

(4) 相談窓口の設置等

要配慮者（特に要支援者）の支援ニーズは、一人ひとり異なることや、心身の状態等によっても異なってくるものが考えられることから、具体的な要配慮者（特に要支援者）の現況とニーズを迅速かつ正確に把握するため、専門の相談窓口を設ける等、避難所での相談体制を整備します。

相談窓口には、女性や必要に応じて手話通訳者等の配置について配慮します。

また、窓口に来ない人や来られない人に対しては、避難所内の巡回相談等を実施します。

(5) 個別のニーズへの対応

相談窓口や巡回相談等によって把握した個別のニーズに対しては、できるだけ速やかに対応するように努めます。

なお、具体的には次のようなことが考えられます。

① 高齢者

自力での移動が困難な人に対しては、杖や車いすを用意します。また、介護が必要な人には、介護職員の派遣等の対応が必要です。

トイレに近い場所を確保し、居室の温度調整に配慮します。

徘徊の症状がある認知症の高齢者については、周囲の人にも声をかけてもらうよう理解を求めます。

また、服薬が必要な場合が多いことから、医療機関と連携する等の配慮が必要です。

② 視覚障がい者

情報伝達については、放送や拡声器等により音声で繰り返し伝達したり、拡大文字による掲示や点訳等により対応します。

白杖等の補装具やその他日常生活に必要な用具については、必要に応じた確保や修理に努めます。

仮設トイレを屋外に設置する場合には、壁伝いに移動が可能な場所に設置するか、順路にロープを張る等、移動が容易にできるよう配慮します。

③ 聴覚障がい者・言語障がい者

情報伝達については、紙媒体や掲示板、見えるラジオや文字放送機能付きのテレビ等を活用するほか、音声による連絡（放送等）を実施する場合は必ず文字での掲示を実施し、手話通訳者等の配置について配慮します。

紙媒体や掲示板による伝達を実施する際は、できるだけわかりやすい言葉を使用し、漢字にはルビをふるよう配慮します。

補聴器等の補装具や日常生活に必要な用具については、必要に応じて確保や修理に努めます。

④ 肢体不自由者

身体機能にあった安全で利用可能なトイレを用意し、できるだけ近い場所を確保します。

車いすや補装具等日常生活に必要な用具等については、必要に応じた確保修理に努めます。

⑤ 身体障がい者補助犬使用者

周囲の避難者の理解を得るための説明等を実施するとともに、避難が長期化する場合には、補助犬を給付先の団体に一時預ける等も本人の意向を踏まえながら対応します。

⑥ 知的障がい者・精神障がい者

周囲と十分にコミュニケーションがとれず、トラブルの原因となったり、環境の変化のために精神が不安定になることがあるので、間仕切りをしたり、個室を確保する等の配慮が必要です。

また、服薬が必要な場合が多いことから、医療機関と連携する等の配慮が必要です。

⑦ 人工透析患者

定期的かつ継続的に人工透析を受けることが不可欠なので、その対象者を把握し、医療機関と連絡調整を図りながら対応することが必要です。

⑧ 難病患者

特殊な医療機器や医薬品等を常時使用する必要がある場合が多く、これについては、医療機関との連絡調整を図りながら対応し、医療施設等への収容等についても調整します。

⑨ 妊産婦

防音、防寒や衛生面での配慮が必要であるとともに、医療機関との連絡体制の確保が必要です。

⑩ 外国人

日本語が理解できない外国人については、会津坂下町国際交流協会及び避難者の中で外国語ができる人の協力を得たり、必要に応じて通訳者等の派遣をします。

また、外国語表示を行い、その特有の生活習慣に対する配慮を行うことも必要です。

(6) 医療班等による巡回と福祉避難所・医療機関等への移送

障がいの重度化や合併症の予防等の観点から、医師や看護師、保健師、栄養士等が避難所等を巡回し、健康状態の確認や相談に応じる機会を確保するとともに、その結果によっては、必要に応じて福祉避難所や医療機関等への移送を検討します。

(7) 心のケア

被災体験や避難所での慣れない生活が続くことにより、体の疲労はもとより、ストレスの蓄積等による体調の変調や、心的外傷後ストレス障害（PTSD）への進行が懸念されます。

このため、これらを防止するため、専門家等の協力を得ながら、心のケアを実施します。

(8) 避難所以外の要配慮者（特に要支援者）への支援

被災した要配慮者（特に要支援者）の中には、他人との共同生活に抵抗がある等の理由から、自宅車庫や自家用車内等で避難生活を送る人も発生することが想定されます。狭い場所で一定の姿勢のまま長時間動かないでいると、エコノミークラス症候群となる危険性が高くなります。

こうした避難生活を送っている要配慮者（特に要支援者）については、地域の支援ネットワーク等の協力を得ながら、所在確認・現状把握に努め、必要な情報提供に努めるとともに、巡回健康相談や心のケア等を実施します。

また、被災をまぬがれた要配慮者（特に要支援者）についても、生活を維持するためには、適切な保健福祉サービスの継続的な確保が必要であることから、関係機関や事業者等とも協力しながら、出来る限り早期にサービス提供体制の回復を図ります。

（９）ボランティアとの連携

災害発生時に、要配慮者（特に要支援者）に対する各種の支援を十分に行うためには、ボランティアの活動が被災者にとり大きな力となります。

このため、要配慮者（特に要支援者）のニーズを的確に把握しながら、避難所でのボランティアの受入れ体制を整備するなど、ボランティアが効果的に運用できるようなコーディネート体制の整備を図ります。

（10）生活リズムの適正保持

要配慮者（特に要支援者）は、平時から何らかの支援の下で生活している傾向があり、災害発生時は、その傾向が一層強くなると考えられることから要配慮者（特に要支援者）の適正な生活リズム（起床、就寝、食事時間等の遵守、体操等適度な運動の励行等）を確保するようにします。

3 福祉避難所

（１）福祉避難所の確保

一般の避難所への避難では生活に支障をきたすような場合は、要配慮者が安心して生活ができるよう、福祉避難所へ、さらに各避難者へのアセスメントを実施し、専門的な生活支援等必要な場合にあっては、必要な介護等が受けられる体制が整っている「特別養護老人ホーム」「デイサービスセンター」「短期入所施設」等の介護サービス事業者と事前に災害時の支援協定を締結しながら、専門性の高い「福祉避難所」として指定に努めます。

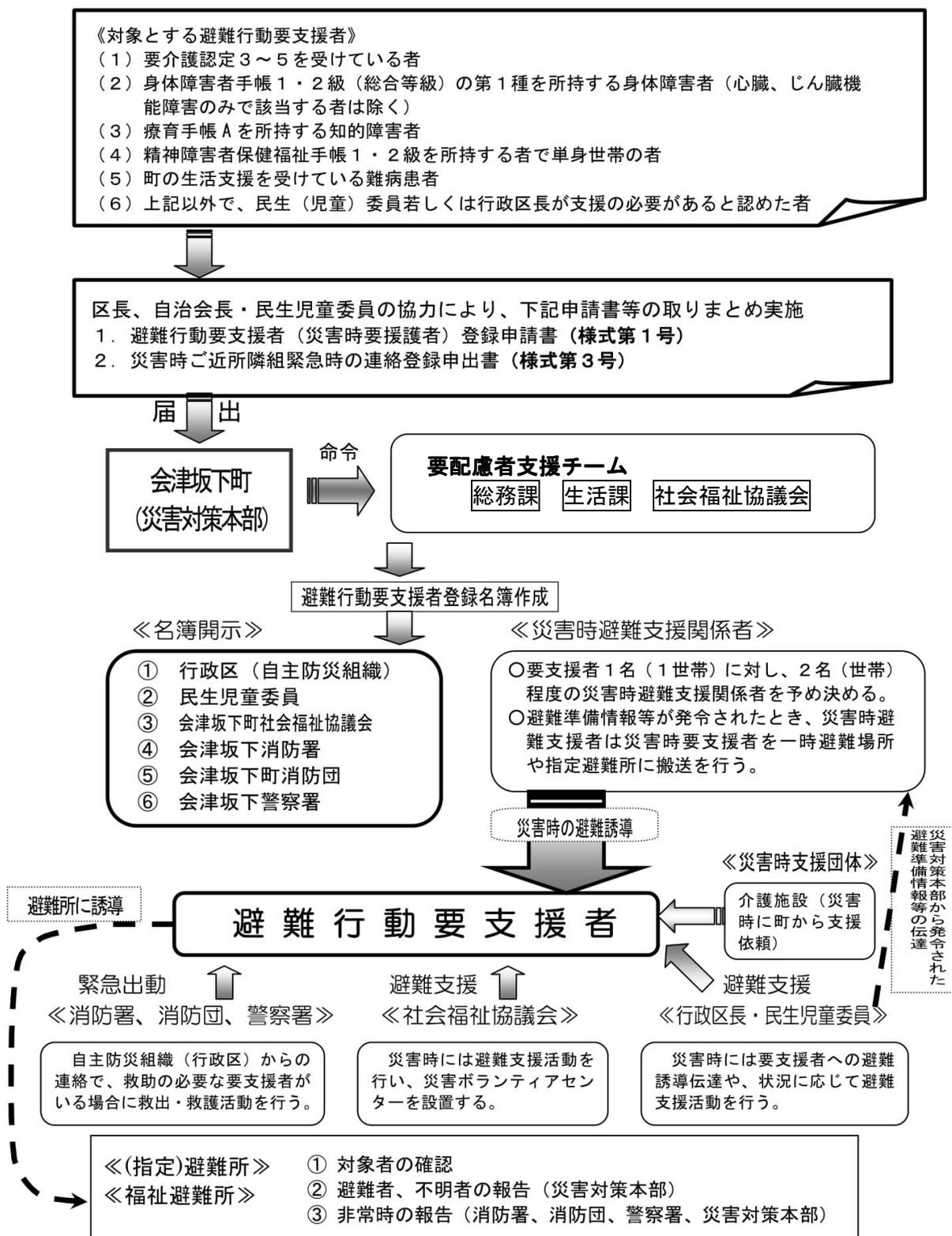
（２）福祉避難所の運営

福祉避難所においては、要支援者の相談にあたる職員等を派遣して、日常生活上に支援を行うとともに避難者の生活状況を把握し、関係団体等と連携して、避難者が必要とする福祉サービスを受けられるよう配慮するものとします。

また、町は、福祉避難所の整備及び円滑な運営のため、施設管理者との連携や施設利用方法の確認等、福祉避難所の設置・運営訓練を実施します。

災害時における防災・福祉関係機関及び避難支援者対応フロー

会津坂下町では、災害時に自分の身を守ることが困難な避難行動要支援者の方々を事前に把握し、地域で迅速・的確な助け合いを行う仕組みづくりのため、避難行動要支援者名簿を作成します。また、この名簿を行政区（自主防災組織）、警察署、消防署、消防団、民生児童委員、社会福祉協議会などに情報を提供し、支援体制の整備を進めます。



(様式第1号)

会津坂下町避難行動要支援者登録（新規・変更・取消）申請書

平成 年 月 日

会津坂下町長 様

私は、災害時には援護が必要となるため、会津坂下町避難行動要支援者登録名簿へ登録を申請します。

つきましては、下記の記載事項が自主防災組織（行政区長）、会津坂下警察署、会津坂下消防署、会津坂下町消防団、会津坂下町社会福祉協議会、民生児童委員が平常時における安否確認、災害時の援護活動に役立てるため、下記に記載する私の個人情報を用いることに同意し併せて情報提供されることを承諾いたします。また、登録内容に変更等が生じた場合は速やかに届け出をいたします。

※ 太枠内を記入してください。氏名については本人自署とします。ただし、本人自署が困難な場合は、親族等の代筆も可とします。

名 簿 登 録 申 請 者	フリカナ				性別	男 ・ 女
	氏 名	Ⓜ				
	生年月日	T・S・H	年 月 日	年齢	電話番号 0242 ()	
	住 所	〒969-			携帯番号	
	登録区分番号		緊急通報システム	あり・なし	FAX	
	担当している介護保険事業者名					
	かかりつけの医療機関名				持病	
代筆者記入欄	氏 名	Ⓜ			本人との続柄	自宅等Tel
	住 所					携帯Tel

※登録区分番号は下表の該当する番号を記入してください。

※ 登 録 区 分 番 号 (登録の理由)	
① 要介護（3～5）認定者	
② 身体障がい者	
③ 知的障がい者	
④ 精神障がい者、生活支援を受けている難病患者	
⑤ 高齢者のみの世帯で、避難支援を必要とする方	
⑥ その他 ()	

避難場所 の名称・ 所在地		施設管理者名 及び連絡先	
<p>(居宅から避難所までの略図、避難経路における注意事項等を記載)</p>			

(様式第3号)

災害時ご近所隣組等緊急時の連絡登録（新規・変更・取消）申出書

平成 年 月 日

会津坂下町長 様

私は、避難行動要支援者として名簿登録された _____ さんのご近所・隣組等緊急時の連絡先として登録し、避難されるときに出来るだけ協力いたします。ただし、仕事や外出の際はこの限りではありません。

避難支援等関係者

登録申請者	フリカナ		要支援者との関係
	氏名	Ⓜ	親族・近所・友人
	住所	〒 —	TEL () 携帯TEL FAX
登録申請者	フリカナ		要支援者との関係
	氏名	Ⓜ	親族・近所・友人
	住所	〒 —	TEL () 携帯TEL FAX

●用語の説明

【自主防災組織】

自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織である。

【避難行動要支援者】

他者の支援がなければ避難できない在宅の者で、かつ、家族等による必要な支援が受けられない人々。

避難行動要支援避難支援プランを優先的・重点的に作成すべき対象者であり、本プランでは、避難行動要支援者名簿に記載した要支援者と民生児童委員等の日頃の見守り活動などから支援団体が支援を必要と認めるものとする。

【福祉避難所】

避難行動要支援者のために特別の配慮がなされた避難所。

施設がバリアフリー化されている等、避難行動要支援者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である社会福祉施設等の既存施設を活用することとなる。市町村は福祉避難所の指定や社会福祉施設等との協定により、避難行動要支援者に配慮した避難所の確保に努める必要がある。

災害救助法が適用された場合、都道府県の委任を受けた市町村が福祉避難所を設置した場合、おおむね10人の避難行動要支援者に1人の生活相談職員（避難行動要支援者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する者）等の配置、避難行動要支援者に配慮したポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器等の器物、日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗機材の費用について国庫負担を受けることができることとされている。

【要配慮者】

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の駆動をとるのに支障を要する人々。

一般的に高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、傷病者、日本語が理解できない外国人等があげられる。

【アセスメント】

介護分野で言うアセスメントとは、利用者が何を求めているのか正しく知ること、そのことが生活全般の中でどのような状況から生じているかを確認すること。

【コーディネーター】

いろいろな要素を統合したり調整したりし、一つにまとめる係り

【SPコード】

文字情報を内包した二次元コードの一種で、対応する読み取り装置で読み取ると音声で文字情報を読み取ることができる。

【エコノミークラス症候群】

長時間、同じ姿勢で座ったままでいると、脚の静脈の血が流れにくくなり、膝の裏あたりの静脈に「血栓」（血の塊）ができる事があり、立ち上がって歩き始めた瞬間に血栓が血流に乗って流れ始め、肺まで流れると、血管が詰まって、胸の痛みや息苦しさを感ずること。

【心的外傷後ストレス障がい】（PTSD）

命の安全がお宮化されるような出来事によって強い精神的衝撃を受けることが原因で、著しい苦痛や生活機能の障害をもたらすこと。

**会津坂下町
避難行動要支援者の避難支援プラン
平成29年度改訂版**

編集：会津坂下町避難行動要支援者避難支援連絡協議会

発行：会津坂下町役場総務課危機管理班

〃 生活課福祉健康班

969-6592

福島県河沼郡会津坂下町字市中三番甲 3662 番地